

厚生労働省発医政 0 8 0 5 第 1 号 厚生労働省発健 0 8 0 5 第 6 号 厚生労働省発薬生 0 8 0 5 第 71 号 令 和 2 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官 (公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付について

標記については、令和2年4月30日厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号本職通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般交付要綱の一部が別紙のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するよう お願いする。

厚生労働省発医政0731第20号 厚生労働省発健0731第7号 厚生労働省発薬生0731第62号 令和2年7月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官 (公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) の交付について

標記については、令和2年4月30日厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号本職通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に 周知するようお願いする。 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新旧対照表

別紙 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
1 • 2 (略)	1 • 2 (略)
(交付の対象)	(交付の対象)

3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発 0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長・健康局 長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業( 医療分)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により都道府県 が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者 が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費のうち、 4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

(略)  $4\sim6$ 

(交付金の配分調整)

- 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区 分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別 表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整 するものとする。
- (1) (2) (略)
- (1)及び(2)に関わらず、令和2年度新型コロナウイル ス感染症緊急包括支援交付金(医療分)に関する事業実施計画 について、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、実施要 綱3(2)ウにおける病床確保及び宿泊療養施設確保に必要な 額(以下「病床・宿泊療養施設確保に必要な額」という。)は 、同実施計画の病床・宿泊療養施設確保に必要な額以外に必要

3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発 0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長・健康局 長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業( 医療分)実施要綱」により都道府県が行う事業及び市区町村や民間 団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が 補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載 されたものを交付の対象とする。

 $4\sim6$ (略)

(交付金の配分調整)

7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区 分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別 表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整 するものとする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(新設)

な額と調整しないこととし、病床・宿泊療養施設確保に必要な 額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施 計画との間で交付金の配分を調整することができる。

(4) (1) 及び(2) に関わらず、新型コロナウイルス感染症を 疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 実施計画との間で交付金の配分を調整することができる。

8~10 (略)

(交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、今和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)に関する事業実施計画における病床・宿泊療養施設確保に必要な額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合、又は新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、<u>今和2年</u>度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)に関する事業実施計画における病床・宿泊療養施設確保に必要な額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合、又は新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大

(3) (1)及び(2)に関わらず、新型コロナウイルス感染症を 疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 実施計画との間で交付の配分を調整することができる。

8~10 (略)

(交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。

(2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。		Ī
11 (3) ~14 (略)	11 (3) ~14 (略)	İ
別表 (略)	別表 (略)	Ì
		1

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
1~6 (略)	1~6 (略)
(交付金の配分調整) 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。 (1)・(2) (略) (3) (1)及び(2)に関わらず、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付の配分を調整することができる。	(交付金の配分調整) 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。 (1)・(2) (略) (新設)
8~10 (略)	8~10 (略)
(交付の条件)  11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。	(交付の条件) 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合 は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚	(2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚

# 全日本病院協会 医療行政情報

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

生労働大臣の承認を受けなければならない。<u>ただし、新型コロ</u>ナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。

生労働大臣の承認を受けなければならない。

 $12 \sim 14$  (略)

12~14 (略)

別表 (略)

別表 (略)

# https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

### 別 紙

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱

#### (通則)

1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要労働省

#### (交付の目的)

2 交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や 医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することが できるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

# (交付の対象)

3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長・健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

### (事業実施計画の作成及び提出)

- 4 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、市区町村、医療関係団体等の意見を聞いて、次に掲げる事項を記載した第1-1 号様式の別紙1 及び第1-2 号様式の別紙1-1 から別紙1-5 までによる事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を厚生労働大臣に提出するものとする。
- (1) 事業実施計画を作成する都道府県の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

#### (申請手続)

5 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (交付額の算定方法)

6 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 都道府県事業の場合
  - ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 都道府県が補助する事業の場合
  - ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

### (交付金の配分調整)

- 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。
- (1) 交付金の配分は、提出した事業実施計画の内容に基づき行うとともに、各事業実施 計画の範囲内で調整する。
- (2) 事業者に配分する交付金の合計額は、各事業実施計画の範囲内で調整する。
- (3) (1)及び(2)に関わらず、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 交付金(医療分)に関する事業実施計画について、新型コロナウイルス感染症対策事 業のうち、実施要綱3(2)ウにおける病床確保及び宿泊療養施設確保に必要な額 (以下「病床・宿泊療養施設確保に必要な額」という。)は、同実施計画の病床・宿 泊療養施設確保に必要な額以外に必要な額と調整しないこととし、病床・宿泊療養施 設確保に必要な額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画と の間で交付金の配分を調整することができる。
- (4) (1)及び(2)に関わらず、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整することができる。

# (交付金の概算払)

8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (変更申請手続)

9 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、5又は9に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)に関する事業実施計画における病床・宿泊療養施設確保に必要な額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合、又は新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。
  - (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)に関する事業実施計画における病床・宿泊療養施設確保に必要な額と新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合、又は新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了 後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図 らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
  - なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の

財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合に は、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなけ ればならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ① (1) から(8) までに掲げる条件

この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)及び(8)中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を市区町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ① (1)から(9)までに掲げる条件

この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)、(8)、(9)中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 市区町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市区町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件
  - ア (1) から(8) までに掲げる条件

この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村長」と、「国庫」とあるのは「市区町村」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市区町村長の承認」と、(5)及び(8)中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支 出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の 日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属す る年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) (11) 及び(12) の③により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部 又は一部を国庫に納付させることがある。

# (実績報告)

12 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日(11の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える 交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還する ことを命ずる。

#### (その他)

14 特別の事情により5、6、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

# 別表

77.48			
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイル ス感染症に関する 相談窓口設置事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10
新型コロナウイル ス感染症患者等入 院医療機関設備整 備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用 費(消耗品費)、使用料及び賃借料、 備品購入費、補助及び交付金	10/10
帰国者・接触者外 来等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助 及び交付金	10/10
感染症検査機関等 設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助 及び交付金	10/10
感染症対策専門家 派遣等事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス重症患者を診療 する医療従事者派 遺体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル スに感染した医師 等にかわり診療等 を行う医師等派遣 体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10
医療搬送体制等確 保事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(通信 運搬費、保険料)、委託料	10/10
ヘリコプター患者 搬送体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	備品購入費、需用費(消耗品費、材料 費)	10/10
新型コロナウイル ス感染症の影響に 対応した医療機関 の地域医療支援体 制構築事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイルス 感染症により休業等 となった医療機関等 に対する継続・再開 支援事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関における 新型コロナウイル ス感染症の外国人 患者受入れのため の設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス感染症重点医療 機関体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料	10/10
新型コロナウイル ス感染症重点医療 機関等設備整備事 業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス感染症対応従事 者慰労金交付事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	慰労金、賃金、報酬、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使 用料及び賃借料、備品購入費	10/10
新型コロナウイル ス感染症を疑う患 者受入れのための 救急・周産期・小 児医療体制確保事 業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関・薬局等 における感染拡大 防止等支援事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

#### 別紙

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱

#### (通則)

1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要労働省

#### (交付の目的)

2 交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や 医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することが できるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

#### (交付の対象)

3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長・健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」により都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

#### (事業実施計画の作成及び提出)

- 4 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、市区町村、医療関係団体等の意見を聞いて、次に掲げる事項を記載した第1-1号様式の別紙1及び第1-2号様式の別紙1-1から別紙1-5までによる事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を厚生労働大臣に提出するものとする。
- (1) 事業実施計画を作成する都道府県の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

#### (申請手続)

5 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (交付額の算定方法)

- 6 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 都道府県事業の場合

- ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 都道府県が補助する事業の場合
  - ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

# (交付金の配分調整)

- 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。
- (1) 交付金の配分は、提出した事業実施計画の内容に基づき行うとともに、各事業実施計画の範囲内で調整する。
- (2) 事業者に配分する交付金の合計額は、各事業実施計画の範囲内で調整する。
- (3) (1)及び(2)に関わらず、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付の配分を調整することができる。

# (交付金の概算払)

8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (変更申請手続)

9 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、5又は9に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。

- (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施計画と医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実施計画との間で交付金の配分を調整する場合は、この限りではない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了 後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図 らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合に は、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなけ ればならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団 体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ① (1) から(8) までに掲げる条件

この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4

号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)及び(8)中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を市区町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ① (1)から(9)までに掲げる条件 この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大 臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4 号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるの は「都道府県知事の承認」と、(5)、(8)、(9)中「交付金」とあるのは 「間接補助金」と読み替えるものとする。
  - ② 市区町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市区町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件
    - ア (1) から(8) までに掲げる条件

この場合において、(1)から(4)、(6)及び(8)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村長」と、「国庫」とあるのは「市区町村」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市区町村長の承認」と、(5)及び(8)中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- ③ 都道府県が付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) (11) 及び(12) の③により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (実績報告)

12 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日(11の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

# (交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える 交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還する ことを命ずる。

#### (その他)

14 特別の事情により5、6、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

# 別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイル ス感染症に関する 相談窓口設置事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症対策事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10
新型コロナウイル ス感染症患者等入 院医療機関設備整 備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用 費(消耗品費)、使用料及び賃借料、 備品購入費、補助及び交付金	10/10
帰国者・接触者外 来等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助 及び交付金	10/10
感染症検査機関等 設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助 及び交付金	10/10
感染症対策専門家 派遣等事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス重症患者を診療 する医療従事者派 遣体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10
DMAT・DPAT 等医療 チーム派遣事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、 役務費(通信運搬費、手数料、保険料 )、委託料、使用料及び賃借料、補助 及び交付金	10/10
新型コロナウイル スに感染した医師 等にかわり診療等 を行う医師等派遣 体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10
医療搬送体制等確 保事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(通信 運搬費、保険料)、委託料	10/10
ヘリコプター患者 搬送体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	備品購入費、需用費(消耗品費、材料 費)	10/10
新型コロナウイル ス感染症の影響に 対応した医療機関 の地域医療支援体 制構築事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10

新型コロナウイルス 感染症により休業等 となった医療機関等 に対する継続・再開 支援事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	需用費 (消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関における 新型コロナウイル ス感染症の外国人 患者受入れのため の設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス感染症重点医療 機関体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料	10/10
新型コロナウイル ス感染症重点医療 機関等設備整備事 業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイル ス感染症対応従事 者慰労金交付事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	慰労金、賃金、報酬、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
新型コロナウイル ス感染症を疑う患 者受入れのための 救急・周産期・小 児医療体制確保事 業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関・薬局等 における感染拡大 防止等支援事業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

# 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 変更交付決定額一覧(第二次補正分)

	1	Τ	
		変更交付決定額	既交付決定額
01	北海道	825.2億円	129.3億円
02	青森県	147.2億円	32.4億円
03	岩手県	177.1億円	30.5億円
04	宮城県	212.2億円	51.8億円
05	秋田県	125.7億円	26.0億円
06	山形県	142.4億円	55.2億円
07	福島県	271.8億円	90.3億円
08	茨城県	250.5億円	66.1億円
09	栃木県	220.9億円	46.1億円
10	群馬県	314.9億円	40.0億円
11	埼玉県	977.9億円	168.2億円
12	千葉県	813.7億円	287.9億円
13	東京都	1,465.0億円	537.6億円
14	神奈川県	1,679.9億円	233.8億円
15	新潟県	274.9億円	55.1億円
16	富山県	155.9億円	40.9億円
17	石川県	211.3億円	41.8億円
18	福井県	118.0億円	20.1億円
19	山梨県	139.3億円	19.3億円
20	長野県	261.0億円	45.5億円
21	岐阜県	258.3億円	64.9億円
22	静岡県	293.6億円	81.1億円
23	愛知県	844.0億円	302.0億円
24	三重県	216.8億円	72.6億円

		変更交付決定額	既交付決定額
25	滋賀県	176.7億円	30.2億円
26	京都府	437.7億円	98.4億円
27	大阪府	1,687.6億円	330.0億円
28	兵庫県	742.6億円	169.9億円
29	奈良県	312.1億円	90.6億円
30	和歌山県	161.5億円	27.0億円
31	鳥取県	85.4億円	18.6億円
32	島根県	105.0億円	28.1億円
33	岡山県	274.2億円	42.5億円
34	広島県	262.5億円	65.6億円
35	山口県	171.7億円	36.0億円
36	徳島県	127.9億円	28.1億円
37	香川県	165.2億円	32.1億円
38	愛媛県	180.1億円	24.7億円
39	高知県	142.6億円	22.8億円
40	福岡県	507.1億円	120.0億円
41	佐賀県	100.0億円	22.4億円
42	長崎県	173.2億円	23.8億円
43	熊本県	239.7億円	61.5億円
44	大分県	195.2億円	30.2億円
45	宮崎県	144.5億円	34.9億円
46	鹿児島県	250.8億円	28.9億円
47	沖縄県	136.8億円	24.9億円
	合計	17,177.8億円	3,929.5億円